

令和2年第3回（6月）議会定例会会議録

招集年月日	令和2年6月18日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	令和2年6月18日 午前10時00分		
閉議宣告日時	令和2年6月18日 午前11時29分		
応招議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄 総務課長 川北征章 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 田西秀司 税務課長 吉岡友次 産業経済課長 奥村栄一 学校教育課長兼社会教育課長 東 誠	教育長 室谷敏彦 住民課長 大山恭功
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 中田利明		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

令和2年第3回

議 事 日 程 (第2号)

川北町議会定例会

令和2年6月18日 午前10時開議

第1 一般質問

第2 報告第1号から報告第5号及び議案第30号から
議案第34号まで (一括議題)

《再開、会議》

◇議長 苗代 実

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

《一般質問、答弁》

◇議長 苗代 実

日程第1 一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

3番 窪田 博君。

◇3番 窪田 博

はい、議長。

6月定例会において、一般質問の機会をいただきましたので、一括質問方式により2点について質問致します。

1点目は、多目的運動公園整備事業の取り組みについてであります。

3月議会において町当局からは、これまで基本調査が終了し、平成2年度に実施設計を算定する過程で各種団体の皆様のご意見をお聞きし、進めていきたいとのことでした。

昨年12月、用地買収にあたって地元地区の地権者に対する説明会が開催され、地権者から農業用水の確保や用地買収時期等、いろいろなご意見もございました。

今後、事業を進めるにあたり、次のことについてお伺い致します。

最初に、町民へのパブリックコメント等での広報でございます。

今回の事業は町民にとっても念願の大事

業であります。

議会だよりのみんなの広場などで町民の老若各層から要望が出ていることも鑑み、実施計画の概要ができた段階で、町民へパブリックコメントを実施し、町広報などでその概要を広報すべきでないでしょうか。

次に、十分な駐車場の確保と公園の周辺対策についてでございます。

公園の完成後、各種競技大会の大イベント時には多くの方が車で来場することが予想されますので、整備計画の中で十分な駐車場が確保されているのか。公園周辺に通学路があり、集落も隣接しているため、小中学生や周辺住民と来場者との接触事故も懸念され、適切な交通標識等の対応と併せ、夜間のサッカー練習時の夜間照明等の周辺対策について配慮されているのか、町当局にお伺い致します。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

この度の新型コロナウイルスに感染された多くの方々に対し、お見舞いを申し上げますとともに、昼夜治療に当たられている医師や看護師等医療従事者に対し、心から感謝しなければならないと思っております。

先の5月臨時議会において、コロナ対策として18歳未満の方に、商品券2万円を給付する等、子育て世代に手厚い支援施策が目立ちましたが、今後も先の見えないコロナ対策についてお伺い致します。

まず1つ目は、学校教育対策でございます。

新聞報道で他市町の報道も紹介されております。県内のある中学校では、生徒の不安解消のため、授業再開時にスムーズな学

校生活が始められるよう、休校中の生徒の生活や学習に関する情報を紹介する動画を配信する、独自のシステムを若手教員が考案しました。

当町では、3月からこれまでの長期間の休校中の在宅生徒にどのような対応がされたのか。

また他市町では、コロナ第2波に備え、6月補正で全小中学生へのノートパソコンを購入し、自宅でオンライン授業が受けられるようICT教育の環境整備を進めております。

当町でも6月補正で全児童生徒にタブレット端末を配備するための追加予算を計上しましたが、コロナ感染が再燃し長期休校が生じた場合、スピーディな自宅でのオンライン授業が可能かどうかお伺い致します。

2つ目は、中小企業対策でございます。

5月臨時議会と6月議会で、町内の個人又は法人の中小企業者に対し、貸付金の利子補給、そして施設の使用停止にかかる協力金や減収事業所に対する町独自の補助制度を打ち出しましたが、飲食店等の零細な小規模事業者に対する支援施策は十分なのか、また商工会や個人事業主の実態を把握しているのか、町当局にお伺い致します。

以上でございます。

◇議長 苗代 実

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

多目的運動公園整備事業につきましては、ご存じのように平成27年に実施した、総合

戦略策定にかかるアンケート調査で、多くの町民の皆様のご要望を受けて実施いたします、大変重要で大規模な事業であります。

そして、大切な用地の提供をお願いしております、与九郎島区と壺ツ屋区の地権者の方や地域の皆様方には、重ねてのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

この度、基本設計が完了致しましたが、これは昨年8月に町の主な団体であります、区長会や老人クラブ連合会・女性協議会・体育協会・消防団・校長会などで構成する整備検討委員会を開催し、その中で頂きました町民目線での意見を取り入れながら計画したものであります。

今後、この完成した基本設計をもとに改めて整備検討委員会を開催し、ご意見を伺う予定であり、同時に町の広報やホームページにも掲載し、町民の皆様にご報告して参りたいと考えております。

次に駐車場の確保につきましては、当初、整備面積を拡大し、より広い駐車場の整備も考えていました。しかしながら相当の費用増となる為、今のところ日常的に利用する台数を想定致しております。

当然のことながら、イベント等の開催時には多くの方が来場致しますが、現状としては、既存のふれあい健康センター前の駐車場や総合体育館を含む役場周辺の駐車場を臨時的に利用して頂きたいと考えております。

そして新たな駐車場の必要性につきましては、その状況を見ながら、今後拡張の検討をして参ります。

通学路の安全対策については、学校や警察など各関係機関等と協議し、十分な安全

対策を講じて参ります。

また夜間照明につきましても、設置場所及び点灯時間など、地元の皆様のご意見を十分に配慮した対策を講じて参りたいと考えております。

◇議長 苗代 実

教育長 室谷 敏彦君。

◇教育長 室谷 敏彦

はい、議長。

学校教育対策についてお答えを致します。

町の小中学校は、5月20日から分散登校を始め、6月1日からは新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しながら学校を再開しております。

臨時休業中の学びの保障については、学校から配布した課題プリントや、文部科学省や県教育委員会が推奨したインターネット動画等も併せて活用しながら学習を進めてまいりました。

そして家庭学習で定着が不十分な部分に関しては、分散登校時や学校再開後の授業の中で、きめ細やかに指導を行い定着をはかりました。

また、臨時休業期間中にICTを使った家庭学習の必要性から、国が前倒しの支援策とし掲げたGIGAスクール構想の早期実現に向けて、町として今回6月補正で、小中学校の全児童生徒に対しタブレット端末を1人1台設置するための購入費用を計上させて頂きました。

今後は、家庭におけるインターネット環境の有無についての調査を早急に実施し、その結果を踏まえ環境が整っていない家庭へタブレット端末や通信機器モバイルルーター

の貸し出しについても前向きに検討したいと考えています。

次の中小企業対策については、産業経済課長より答弁致します。

◇議長 苗代 実

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい、議長。

中小企業対策について、お答え致します。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けております小規模事業者への支援制度と致しましては、石川県が実施する石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金や国が実施する、売上が前年同期比50%以上減少した法人・個人事業主に対して給付される持続化給付金などが挙げられます。

当町と致しましても、6月議会定例会で提案致しました、売上が前年同期比20%以上、50%未満減少した法人・個人事業主に対して給付される町独自の持続化給付金や川北町子育て応援商品券支給事業など、多様な支援施策を展開致しております。

また事業者や個人事業主の実態把握と致しましては、町商工会と連携した新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急影響調査の継続的な実施と結果の分析から、今後の有効な施策の検討に努めているところであります。

今後、心配されます新型コロナウイルス感染症の第2波第3波に備え、町民の生活と地域の経済活動を支援するため、幅広い範囲で情報収集に努め、引き続き迅速な対応策を展開して参りますことを申し上げ、答弁といたします。

◇議長 苗代 実

1 番 山田勝裕君。

◇1 番 山田勝裕

はい、議長。

それでは私の方から、本当にコロナ問題で社会が大きく変わろうとしている現状があります。そんな中、川北町でも若干名の感染者が出たようでありますけれども、こうした中、医療従事者の皆様方には感謝と敬意を表しなければなりませんし、町当局におかれましても、スピード感を要求される対応、その努力についても敬意を表したいと思いますし、これからもまた万全な体制をとっていただきたいというふうに思っております。

それでは私の方から、分割質問方式により2点について質問したいと思います。

1点目は、窪田議員とかぶる所があるかもしれませんが、学校の生活の問題についてであります。授業時数の確保と子供達の学校生活についてです。

小中学校では、ようやく6月1日より学校再開となりました。この間の授業の遅れは、児童・生徒や保護者、地域にとっても大きな関心事となっている状況です。

ちなみに学習指導要領では、授業時数の確保が明示されておりまして、週1時限の授業であれば1年間で標準35時間の確保が求められています。そして、例えば小学校1年生では、1年間の総授業時数は850時間となっておりますし、小学校6年生で1,015時間が標準とされています。

この新型コロナウイルスの影響により、すでにどれほどの授業時数が削減されているのか。また、その授業時数を確保するた

めに、夏休みの短縮や補習授業の追加などの対策がとられると聞いていますが、逆にその授業確保によって、修学旅行や運動会や文化祭といった学校行事等への影響はないのか。また児童生徒への負担が大きくなっていないか。教職員への多忙化につながらないか。それから受験を迎える中学3年生について、その授業進度や学力向上についてどのような対策を考えているのか。教育委員会の対応をお聞きします。

それから新型コロナ対策として、子供達の学校生活全般について、どのように指導していくのかお聞きします。1点目です。

◇議長 苗代 実

教育長 室谷敏彦君。

◇教育長 室谷敏彦

はい、議長。

お答え致します。

新年度に入り、県の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、その感染拡大防止策として、4月10日から5月29日まで小中学校を臨時休業としました。これにより失われた授業日数は約32日となります。

この失われた32日の授業時数を回復するために、夏季休業期間を12日間に短縮し、7月21日から8月28日の平日18日間と、冬季休業の2日間を授業日とします。

また6月から時間割編成を工夫し、週1回の5限日を6限にしたり、朝の帯タイムを授業時間として活用したりすることで、失われた授業時数は、ほぼ回復することが出来ると考えております。

当然のことながら、感染症対策を十分に

講じて、児童・生徒の学びを最大限に保障するとともに、児童・生徒及び教職員に過度の負担や多忙化につながらないように、配慮も致しております。

運動会や文化祭、修学旅行等の学校行事については、授業時数確保による影響ということではなく、児童・生徒や保護者を感染から守るための3つの密を避ける等の安全確保を大前提として、中止・延期・規模縮小による実施などを学校側と十分に協議をして参りたいと考えております。

中学3年生の授業については、先程申し上げたとおり授業時数確保対策で、例年通りの進捗で3年生の範囲の履修が可能であると考えています。

また受験に向けた学力対策の一つである1・2年生の復習を、休業中の家庭学習で例年より多くの時間をかけて進めることが出来ました。今後は、より発展的な課題に取り組み、更に内容の充実を図るための放課後質問教室も平行して実施する予定であります。

今後の感染症予防対策に万全を期した授業形態の在り方については、児童・生徒数の多いクラスは特別教室やランチルーム等を使い、その他のクラスについても児童・生徒の間隔を1m以上空けるとともに、こまめな換気に努め、学習環境に配慮しています。また、感染リスクの高い3つの密を避けるなどの新しい生活様式を児童・生徒が正しく理解し、適切な行動がとれるように指導して参ります。

また部活動の対応についても、まずは感染症予防を第一に、長い休業期間で運動不足となっていることも考えられることから、

生徒の様子を十分に観察しながら、ケガ防止に注意を払い、保護者の理解を十分に得た上で、6月8日から段階的に実施している事を申し上げ、答弁と致します。

◇1番 山田勝裕
議長、1番

◇議長 苗代 実
はい、1番 山田勝裕君。

◇1番 山田勝裕
ありがとうございました。

2点目は、福祉課へ質問したいと思えます。次亜塩素水の活用とマスクの供給についてであります。

新型コロナ対策として先の補正予算では、福祉課の主導で次亜塩素酸水生成器の導入がなされ、学校や公共施設での活用をはじめ、保健センター前では、定期的に町民の皆様へ無料提供されてきました。私自身も数回活用させていただき、家庭内で積極的に使用してきました。

これまでの町民への提供、利用実績はどれほどであったのか。その評価や反応はどうであったのかお聞きしたいと思います。また、これからの取り組みについてお聞きします。

また、福祉課では高齢者に向けてのマスクの無料配布を実施してきたわけですが、マスク不足の時期が長く続いた折には、大変喜ばれたと聞いております。マスク配布についての実績とその評価について、さらに今後の2波3波に向けての福祉・衛生対策として、どのような取り組みを考えているのかについてお聞きしたいと思います。

以上です。

◇議長 苗代 実
町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄
はい、議長。
お答え致します。

まず5月の議会臨時会にてご承認頂き導入しました次亜塩素酸水生成器により、次亜塩素酸水を生成し、現在、公共施設をはじめ保育所・児童館・小中学校での清掃に利用いたしております。

また町内事業所や町民の皆様方には、週2回保健センター前にて配布をしております。毎回500ℓを超える量を生成し、うち100ℓは町民の皆様向けに提供しており、毎回30人から40の方が利用され、喜ばれております。

5月より次亜塩素酸水について、各種メディアでは様々な報道がなされておりますが、川北町が提供しております次亜塩素酸水は自庁で生成した強酸性の電解水であり、身のまわりを清潔にするための除菌に安心して利用して頂きたく、今後も継続して行って参りたいと考えています。

次に高齢者へのマスクについてですが、4月には一人暮らし高齢者60名の方に、見守りを兼ねて民生委員の方々にマスクの配布をして頂きました。一人暮らしで自粛生活を続けている中で、淋しさと不安をつのらせていらっしゃった方にとって民生委員の訪問は、大変に喜ばれたとお聞き致しております。

5月に入ってから、65歳以上の高齢者1,404人、907世帯の方々にマスクとリーフレットをお届けしました。「すぐに使えるマスクが手元に届き有難かった」と、こ

ちらもお礼と感謝の声が寄せられております。

今後、第2波も懸念される中、衛生対策としてマスクやアルコール消毒液等の備蓄確保については、現在鋭意、準備を進めております。

いずれに致しましても目に見えないものとの戦いであり、これまでの補正予算での事業で終わりとは毛頭考えておりません。

引き続き町民の皆様が安全で安心して暮らせる町づくりを進めて参りたいと思えます。

最後に、これまでに町内の個人及び企業の皆様方より、今回の感染症対策にと多くのマスクやフェイスシールドなどご寄附を頂きましたことに、お礼と感謝を申し上げ、答弁と致します。

◇議長 苗代 実
7番 田中秀夫君。

◇7番 田中秀夫
はい、議長。

今回の世界的に流行した新型コロナウイルスもようやく収束に向かいつつあり、すべての都道府県の緊急事態宣言も解除され、ひとまずホッとしている所であります。しかしながら、第2波も心配されておりますし、いまだ療養中の方も沢山おられます。

心よりお見舞いを申し上げ、一刻も早い完治をお祈りいたしております。そして、なにより早く経済の立て直しを図っていかなければならないと思っております。

それでは質問に入りたいと思えます。当議会において質問の機会を頂きましたので、災害に関連した次の2点について、一

括質問方式によりお尋ねします。

まず1点目は、災害応援協定についてであります。

麦刈りも終わり、いよいよ梅雨の季節を迎えようとしています。また台風も気になる場所でもあります。

最近では局地的な豪雨があちこちであり、多くの災害が発生しています。昨年10月の台風19号では全国55の河川で79か所の堤防が決壊し大きな被害が出ました。

長野県千曲川の水害では北陸新幹線の車両が水没するなど記憶に新しいところです。幸いにして我が川北町では大きな被害もありませんでしたが、水害に遭われた所を見ると、大きな河川の堤防が決壊しなくても、小さな河川の排水が効かず、逆流しての被害も多く見受けられます。

このように、水害や地震による災害が起こらないことを祈るばかりですが、もし災害に遭ったときは、一刻も早い復旧・復興をしなければならないと思います。そんな時、民間の協力がなくてはならないと考えます。

川北町では、県や他市町との災害応援協定が8件、民間との協定が13件締結されています。先月20日には、ヤマキシさんと災害時の物資供給に関する協定を締結され、これからも少しでも多くの応援協定の締結が望まれています。今後、どのような計画があるのかおたずねを致したいと思います。

2点目は、災害廃棄物処理計画の策定についてであります。

このように、先に申し上げた大規模な災害が発生した時に、災害対策の重要な柱の一つとなっているのが災害によって発生し

たゴミ、いわゆる災害廃棄物の処理についてであります。過去の大規模災害では、この災害廃棄物の処理に約3年もかかり膨大な時間と労力を費やしています。

国では、平時の備えや発生した災害廃棄物を適正かつ円滑に、そして迅速に処理をするために必要事項を取りまとめた個別の災害廃棄物処理計画を策定するよう求めています。

県内の他市町においても策定が進められていると聞いていますが、我が町における災害廃棄物処理計画の策定の進捗状況はいかがでしょうか、お尋ねを致します。

◇議長 苗代 実

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

近年、台風や集中豪雨、地震など全国的に災害が頻発しています事は、議員のおっしゃる通りであります。

一旦、火急の場合は、町では自主避難所や災害避難所の環境整備を図る必要が急務であります。

ただ1つの自治体だけでは、必要な物資の確保や町民の皆様の生活を支え、復旧を進める事は困難であります。

加えて現在は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するという観点から、国からの通知や県の指針に基づいた避難所運営を考えなければならず、更に多岐に渡った対策が必要となっております。

このような中、ご承知のように町では、国や県はもとより近隣の市町及びその消防

組織のほか、電気保安協会、町建設連合会、そしてヤマキシなど 21 件の多種多様な業種や団体と災害応援協定を締結致しております。

そういった意味でも、町では災害応援協定は非常に重要な物と位置づけており、これまで締結してきた災害物資の提供や災害復旧にかかる協定等に加え、今後の感染防止策等に関連した協定の締結についても考えております。

現在、プラント 3 やその他にも 1 企業と協定の締結に向けた打ち合わせを実施しており、また今後は近隣の各種事業所等にもお願いし、応援協定の締結を進めて参りたいと考えております。

関連がございますが、次の災害廃棄物につきましては、担当課長より答弁致します。

◇議長 苗代 実

住民課長 大山恭功君。

◇住民課長 大山恭功

はい、議長。

次に災害廃棄物処理計画の進捗状況について、お答え致します。

災害廃棄物処理計画については、川北町地域防災計画に大まかな記載はありますが十分な内容ではなく、国や県は個別の災害廃棄物処理計画を早期に策定することを求めています。

現在の進捗状況であります。町では昨年度、環境省中部地方環境事務所と石川県が実施する災害廃棄物処理計画策定モデル事業に参加し、様々な指導を受け、国の災害廃棄物対策指針に基づく約 60 ページの計画案を既に作成しております。

そしてこの計画案をもとに、今後、より詳細な検討を全庁的に進めるとともに、松任石川環境クリーンセンターなどの関係機関との協議を行い、今年度中に策定したいと考えております。

また計画には、災害が発生した場合の発生量の推計や災害廃棄物の仮置き場の候補地など具体的な記述についても検討を進めています。

なお、今年の 5 月 12 日に災害時における廃棄物の処理に関する協力協定を、一般社団法人石川県産業資源循環協会と締結し、災害廃棄物処理の民間機関との協力体制の充実にも努めている事を申し上げ、答弁と致します。

◇議長 苗代 実

2 番 宮崎 稔君。

◇2 番 宮崎 稔

はい、議長。

分割質問方式により、2 点お伺いいたします。

1 点目は川北町総合戦略にある施策、防災訓練の充実に対する今後の展開についてお伺いします。

昨年 12 月に開催された総合戦略等検証会議での検証シートを確認致しますと、この施策については、地区と連携した防災訓練を実施しており、今後も継続していくとして進捗状況は概ね良好との評価になっております。

しかし地区と連携した防災訓練が行われたのは 1 地区のみと伺っており、4 年間の活動の結果としては、成果の低いものであったと思います。

川北町地域防災計画には「町は実践的な防災訓練を継続的に実施する」と記載されています。災害時要配慮者支援プランには「町は要配慮者の避難支援訓練を実施する」と記載されています。

平成30年9月議会の町長答弁では、「川北町避難所運営マニュアルに基づいた訓練を行う」と発言されています。

本来は、これらの防災訓練の実施に向かって、もっと高い目標を掲げてスピード感と危機意識をもって、取り組むべきだったと思います。

今年度より第2期川北町総合戦略が2年計画でスタートし、防災訓練の充実も継続されることになっております。

今は新型コロナウイルス感染症対策で大変な時期ですが、こんな時期でも災害は容赦なく襲ってきます。これからは感染防止策も盛り込んだ訓練と備えが必要になってきます。

総合戦略ではPDCAサイクルを機能させることになっていますが、今回はしっかりサイクルを回して、必ず目標達成をして頂きたいと思います。PDCAを回すには最初のPlanがないと始まりません。Planには目標と計画が必要です。防災訓練を充実させるとは、どんな防災訓練をめざすのか目標設定が必要です。毎年の計画には具体的な目標、重点実施項目、担当者、日程などが5W 1Hで表現されていなければなりません。

町ではどのようなPlanを作成されたのでしょうか。目標設定と具体的な計画内容についてお伺いします。

◇議長 苗代 実

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答えを致します。

災害が発生した場合、一番大事なことは人命を守るといことであります。そして、そのためには日頃からの訓練が非常に重要であり、各地区や各種団体との連携が不可欠であります。

近年の町の訓練状況は、一昨年には地区の訓練に併せて連絡を受けた職員が避難所へ向かい、参集された方の受付を行い、ヘルメットや毛布、ビブスなど避難所にある備品を確認・点検致しました。

そして、昨年は地区からの連絡に対し、避難経路の指示を行う連絡体制の訓練や、町の防災マップの解説を地区からの要請により、実施を致しております。

現在は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に注力するとともに、国からの通知や感染予防策に基づいた避難所運営に努めて参りたいと考えておりますが、具体的な内容等につきましては、これからであります。

今後は日時等、未定であります。今年度中に新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した避難所運営や、これまでの訓練での課題や反省点などを踏まえ、2から3地区と連携をし、地域住民と町職員が一体となった連携訓練等を実施することにより、町民の安全と安心につなげて参りたいと考えております。

◇2番 宮崎 稔

議長、2番

◇議長 苗代 実

はい、2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

今ほど言われましたように、地域の防災力を向上させる為には、防災訓練が非常に重要であります。にも関わらず、これまでの町の対応は十分に遅れていると思います。

今年度よりは、毎年確実にグレードアップした防災訓練が実施できるようにしていただきたいと思って、今回の質問をさせていただきました。

上手くできていないのは、これまでの仕事のやり方がまずいであろうと思い、Planにこだわって質問を致しましたが、まだ具体的な回答がいただけませんでした。

過去の議会答弁でも、訓練を実施すると町民に約束しながら結果が出せておりません。町民はこういう皆さんの答弁を信用しておりません。信頼も失っていると思います。今回が信頼回復のラストチャンスだと思って、本当の本気度を町民に示していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◇議長 苗代 実

今のは質問ですか。

◇2番 宮崎 稔

質問です。

もう1度表明していただきたいと。

(不規則発言あり)

◇議長 苗代 実

宮崎君については、次の質問にいていただきたいと思います。

◇2番 宮崎 稔

わかりました。次の質問にうつらせていただきます。

2点目の質問です。

消雪装置整備工事の地区分担金割合についてお伺いします。

消雪装置整備工事の地区分担金割合は川北町土木事業分担金徴収条例に3割以内と定められています。

この条例を施行する上で、より細かく分担金割合を定めるものとして、本条例に関する要綱が令和元年10月1日に施行されています。

要綱では地区の分担金割合は次のようになっています。町道部分の工事費では、2割。区道部分の工事費では10割。既設井戸の破損で井戸を新設する場合は1割となっています。

この要綱で区道部分の地区分担金割合が10割となっていることについて、以下の2点をお伺いします。

1つ目は、条例では分担金割合は3割以内と定められていますが、要綱では地区負担10割となっているのは何故でしょうか。

条例でいう3割以内とは、町道であれ区道であれ、町は3割を超える分担金を町民に課することはできないと理解すべきものと思います。

2つ目は、令和元年度の地区区長より上げられた消雪装置整備要望に対する町の回答を確認しますと、井戸を新設し区道部分に送水管を新設する要望に対しても、地元負担は2割と回答されております。

また昨年度中島地区で行われた地区主体による住宅地整備事業においても区道に送水管延長を行い、地元分担金2割を徴収し

ているという事実があります。こういう経過より、区道部分の地区分担金割合は2割とするのが妥当ではないのでしょうか。

以上のことから、この要綱は条例に合わせておらず改正すべきものと思いますが、いかがでしょうか。

またこの要綱は昨年10月1日施行となっていますが、未だに町例規集にも掲載されておらず公開されていません。町として説明責任はあると思います。議会や区長会で説明し意見を聞く。例規集に掲載する。町HPで新着情報案内する。こんなことがなされるべきだと思います。対応して頂けますでしょうか、お伺いします。

◇議長 苗代 実

土木課長 山本忠浩君。

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

お答えをいたします。

初めに条例に定める町の土木事業とは、道路法で定められた市町村道であり、町が道路管理者となっている路線、所謂、町道における事業が対象となっております。

従いまして、各地区が管理者となる区道部分については、条例の対象外となります。

次に要綱では、施設に関する井戸・管路及び設備に関する事業が、新設・既設の種類によって割合を定めております。

これまで各地区から消雪に関する要望は、機能強化や管路の延伸に関する内容が多く、従って井戸を新たに整備する必要もあることから、2割負担とした旨の回答をしております。

また中島区の管路布設については、地区

主体による住宅用地整備事業に基づいたものであります。

今後、消雪施設の要望については、地区と協議を重ねるとともに、周知についても、区長会を通じて情報発信を実施致します。

いずれにしましても、冬季の積雪状況に応じて稼働されるものであり、消雪装置が無い区道路線につきましては、地区内で自助・共助の連携強化を図り、小型除雪機械の活用や地区独自の取組みについて、ご理解・ご協力をお願い申し上げ答弁と致します。

◇2番 宮崎 稔

議長、2番

◇議長 苗代 実

はい、2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

再質問いたします。

只今のご答弁にありました、町土木事業分担金徴収条例にある消雪装置整備事業は、町が管理する町道部分のみであるという事を言われましたが、実はこの条例を使って、中島地区で行われた消雪工事事業は、区道に対して布設されたものに対する分担金もこの条例を根拠にして徴収されたものだと思います。といいますのは、地方自治法には、分担金は条例で定められなければならないというふうに書いてあります。ですから、条例のないものに対しては、分担金は徴収できないとなるわけです。

中島地区で行われた地区主体の整備要望は要綱で定められたものであり、この分担金徴収したということは、根拠になっているのは元の分担金徴収条例によるものだと

いうふうに…

(不規則発言あり)

◇議長 苗代 実

やめてください。

宮崎君、簡潔に明確に質問してください。中身がはっきりわからないような感じでございます。なければ、執行部に対しては答弁不要とします。

◇2番 宮崎 稔

いや。

(不規則発言あり)

いちゃもんをつけているわけではありません。私はこの条例の運用の仕方が悪いんじゃないですかと…

(不規則発言あり)

この要綱は、条例に違反しているのではないですかということに対して、地区負担10割というのは条例に違反している。3割以内3割以上を超える分担金として記載されているのは、間違った運用の仕方をされているのではないですかと。

その理由は、分担金徴収条例が区道に消雪装置工事を実施して分担金を徴収しているという事実があるのにも関わらず、この条例は町道のみだというふうに解釈されて要綱が作成されているのは誤りではないですかという質問です。

(不規則発言あり)

◇議長 苗代 実

土木課長 山本忠浩君。

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

只今の宮崎議員の再質問についてお答え

致します。

中島区に対しては、地区主体による住宅用地整備事業に対する支援要綱として整備をしている関係で、町の支援事業として消雪管路布設事業が設けられています。

この中には、費用負担を2割とすることを明記しております。

この地区主体による住宅用地整備事業というのをお解りになってないようですので、改めて申し上げますと、地区が主体となって組織を編成し、地元の地権者に地権者の用地の交渉をしながら宅地の開発をするということについて、町は一定の部分を支援するという事業でございます。

従いまして、先程、区道というお話を言われましたが、あくまで開発用の道路に対しての管路布設ということでご理解を頂きたいと思います。

従いまして分担金の徴収は、あくまで町道路線についての事業ということでご理解を頂きたいと思います。

◇議長 苗代 実

5番 山村秀俊君。

◇5番 山村秀俊

はい、議長。

6月議会定例会に、一般質問の機会を頂きましたので、2点について分割質問方式によりお尋ねします。

1点目は、宅地造成への支援策についてお尋ねします。

人口増加対策・減少克服対策として、町でもいろいろな施策を実施していますが、若い世代に定住してもらうためには、やはり、宅地の供給が最も有効と考えます。

現状での宅地供給は、町主体の供給はなく、各個人の任意売買か地区主体の宅地造成となっています。

これまで宅地の造成・供給に関しまして、中島地区の例をよく話題にされ、地区主体の宅地造成については、積極的に支援や、大いに期待するとのことですが、すばらしい事例があるのですから、その概要や具体例等について要約したもの、体系的なものを町として、提案なり紹介してはどうか。

今後とも地区主体の宅地造成を更に推進するならば、各地区それぞれの事情を抱えて、その思いを持ってバラバラに相談するのではなく、一定の目安・基準となる判断材料等の情報提供が必要と考えます。

役場には宅地化に関する相談と、上下水道や道路等のインフラ整備に関する情報が集約化されていることから、情報の提供・周知する環境を築くことは、地区主体の宅地造成への更なる支援に結びつくのではないかと。

目に見えるインフラ等のハード面だけでなく、ソフト面からの目に見える形での更なる支援策の一つと考えます。

併せて、新たに作成された支援要綱を町民にも分かり易く公開することが必要と考えます。

そこで、お尋ねします。

宅地造成への支援策について、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

土木課長 山本忠浩君。

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

お答えを致します。

宅地造成への支援策についてのご質問ですが、町では昨年度、中島地区の宅地整備において、上下水道管路及び消雪管路布設工事について支援を行っております。

これまで他の地区においても、集落周辺で宅地開発が出来ないか、度々相談を受け様々な協議・検討を継続、実施しているところでもあります。

その協議内容については、開発区域の選定や道路、インフラ等の整備など地区によって諸課題が多岐にわたっております。

このことから、一定の基準や目安を策定することではなく、宅地整備における各種機関との手続き等に関して、それぞれの課題に応じた情報を、その都度関係機関と協議しながら地区へ提示することが重要であると考えております。

今後も地区からの相談に対しては、関係各課と連携を密にして、可及的速やかに対応策をご提供できるよう最善を尽くして参ります。

少子高齢化による人口減少が進行する中、町としても定住促進を図る為、熱意のある地区に対しては、ソフト・ハード両面にわたり引続き支援して参りますことを申し上げ答弁と致します。

◇5番 山村秀俊

議長、5番

◇議長 苗代 実

はい、5番 山村秀俊君。

◇5番 山村秀俊

続きまして2点目は、用水への排水対策等についてお尋ねします。

まず、上先出区から下先出区にかけての用水は、過去に遡れば団体営農圃場整備事業として、霞堤の土砂等の売却により、当該地区で負担し実施した事業だということです。

次に排水処理について、現状では県道と下先出区の排水口との交差場所は、近年のゲリラ豪雨や集中豪雨等により、水が溢れて田に逆流することがあることから、区として定期的に柵の泥上げや川掃除等を実施しています。

今後、東部工業団地への進出企業等により、恒常的に用水への排水量・雨水や工場排水の増加が予想され、手取川への排水能力は大丈夫か。田への逆流被害が増えることも想定され、地区としては大変心配をしているところです。

そこでお尋ねします。

上先出区から下先出区にかけての、堤防沿いの用水の管理はどこか。

豪雨の際の排水は、自然排水で大丈夫か。田への逆流に対する未然防止策、及び逆流した際の補償対応等、排水関係の対策について、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい、議長。

それではお答え致します。

上先出地区から下先出地区に流れる農業用排水路の所有は川北町であり、各地区生産組合が多面的機能支払交付金を活用し、管理を行って頂いているところでもあります。

東部工業団地ではご存じのとおり、現在

伸晃化学㈱が工場を建設しております。

また昨年10月には、新設井戸の揚水試験を行い、通常流量の2倍の水量を直接排水路に放流しましたが、水位の変動は10cm程度でありました。

従いまして、伸晃化学㈱と㈱JDIの排水量を合わせましても、特に影響は無いと考えております。

また工場稼働後の排水につきましても、基準に適合した安全なものとなっており、環境的にも問題は無いと考えております。

お尋ねのような、近年の台風災害やゲリラ豪雨などにより、想定を超える流量の場合もありますので、水量に関しましては予想が極めて難しい状況であります。

そのような中、町と致しましては、冠水予防対策となります様々な排水手段を検討して参りたいと考えておりますことを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 苗代 実

9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

はい、議長。

まず質問に入る前に、今年3月に町役場を退職されました方、永年川北町の職員として川北町の発展に尽力していただきましたことに、感謝と敬意を表したいと思っております。これからも健康に十分注意をされ、後輩職員の育成にご尽力いただきますよう、お願いを申し上げます。

また新型コロナウイルスの治療に、日夜感染リスクを背負いながら懸命に働いている医療従事者の皆さんに、心から感謝と敬意を表したいと思っております。この新型コロナ

ウイルスが1日も早く収束することを願っております。

それでは分割質問方式により質問を致します。

1点目は、サンハイム三反田の将来計画についてお尋ねします。

サンハイム三反田については、建設から34年目を迎えています。以前から経年劣化による不具合が多くなり、修繕費が年々増加傾向にあると言われております。この建物はエレベーターは設置されておらず、上の階へ上るのにも大変苦勞されているのが現状であります。現在は30世帯の方が入居されているそうでございます。

平成22年に県の雇用能力開発機構より譲渡を受け、公的で安価な住宅として利用してまいりました。しかし、これには条件として、用途指定が10年間設定されており、用途変更や取り壊しなどの工事は出来ませんでした。しかし10年が経過致しました。

平成30年12月議会において、山村議員の一般質問に対して、「町として今後、国の交付金を活用しながら安全で住み易さを実感できる様、整備をしていく」との答弁でありました。

そこで、今のままで修繕をしながら利用していくとなりますと、経費も相当かかると思います。私としては、取り壊して新しく建て替えるのも一つの方法かと思えます。ここはしっかりとした将来計画を立てる必要があると思えますが、町当局の考えをお伺い致します。

◇議長 苗代 実

副町長 田西 秀司君。

◇副町長 田西 秀司

はい、議長。

お答え致します。

サンハイム三反田は、議員のおっしゃるとおり、平成22年に雇用能力開発機構から譲渡を受け、そのときの契約では、その後10年の用途指定がなされており、それが本年3月31日で終了いたしました。

そこで、現在新たな住宅建設に向けた将来構想を検討いたしております。

今年度の当初予算に、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料と致しまして、4,554千円を計上し、今後5ヶ年計画の位置付けで整備して参る予定でございます。

計画にあたりましては、来年度から基本設計に着手するため、今年度はサンハイム三反田にお住まいの住民アンケートや説明会などの意見聴取による事前調査を実施することを考えております。

この事業は、平成16年のサンハイム中島建設以来の町の大規模事業となりますことから、今後、建築面積やスタイルなど様々な項目について慎重に協議を重ねるとともに、国の交付金を最大限活用し、令和に相応しい町営住宅として整備して参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇9番 坂井 毅

議長、9番。

◇議長 苗代 実

はい、9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

それでは2点目の質問に移ります。

長寿祝金の見直しについて質問を致します。

従来の施策を継続していくことがいいのかどうか。新たな展開に向けて見直すべきではないかといった観点から質問致します。

人生 100 年時代を迎えて、高齢化社会に対応した福祉対策が確立されなければなりません。

今後の町の財政を考えますと、福祉予算の効率化も検討されなければならないと考えます。今年度 100 才を迎えられる方は 3 名いらっしゃるようですが、その長寿を心から祝福したいと思います。

町では 100 歳になりますと長寿祝金として、100 万円の祝金を贈ってきております。

そこで県内の各自治体の長寿祝を調べてみますと、どの市や町でも長寿祝金、あるいは記念品を贈呈しております。

しかし各自治体の長寿祝金を調べてみますと、一番高い金額でも 10 万円であり、町の 100 万円は祝金の中でも突出しております。

平成の大合併以前では、確かに 100 万円の祝金を贈呈していた自治体もあったように記憶しております。合併以降では、市や町で祝金の見直しが図られたものと認識を致しております。

人生 100 年時代を迎えて、我が町でも祝金の見直しについて、町長はどのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

◇議長 苗代 実

福祉課長 村田真寿美君。

◇福祉課長 村田真寿美

はい、議長。

お答え致します。

ご承知のとおり、川北町では平成 14 年よ

り、百歳の誕生日を迎えられた方に、長寿を祝福するとともに、これまで社会の進展に寄与されたことに敬意を表し、お祝金として 100 万円を贈呈して参りました。

実際、受けとられた方はこの 18 年間で 19 名。延べ平均 1 年に、約 1 人となります。

人生 100 年時代を迎える世の中と言われておりますが、この長寿祝金をご本人にとりましても、ご家族にとりましてもひとつの目標、励みとなり元気に受けとって頂けることが一番だと思っております。

福祉の町、川北町と致しましては、今後もこの事業を続けて参りたいと考えておりますが、現状と致しましては、毎年、予算編成時に、福祉施策の中の課題のひとつとして検討を重ねてもおります。

今後、町の状勢を見極めながら、長寿祝金につきましては、引き続き検討して参ります。

どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

◇議長 苗代 実

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 苗代 実

日程第 2 報告第 1 号から報告第 5 号及び議案第 30 号から議案第 34 号までを一括議題とします。

これから、各常任委員長より、先に付託されました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

◇議長 苗代 実

総務産業常任委員長 井波秀俊君。

◇総務産業常任委員長 井波秀俊

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

報告第1号「川北町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」

担当課長より参考資料を元に説明がなされ、各議員より条例改正内容についての質問が数多く出されました。

報告第2号「川北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」、

報告第4号「令和元年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」のうち、その所管に属する関係部分について。

報告第5号「令和元年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」のうち、その所管に属する関係部分について。各議員より繰越理由について等の質問があり、担当課長より説明がなされました。

議案第30号「令和二年度川北町一般会計補正予算」うち、その所管に属する関係部分。

議員より商工費の川北町持続化給付金事業の内容について。また土木費についての質問があり、担当課長より説明がなされました。

議案第32号「川北町税条例の一部を改正する条例について」

各議員より固定資産税の税制上の処置の

拡大について等の質問が出され、担当課長より参考資料を元に説明がなされました。

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 苗代 実

教育民生常任委員長 山村秀俊君。

◇教育民生常任委員長 山村秀俊

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査の結果の報告を致します。

報告第3号「川北町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」、

報告第4号「令和元年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」のうち、その所管に属する関係部分。

報告第5号「令和元年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」のうち、その所管に属する関係部分。

議案第30号「令和二年度川北町一般会計補正予算」うち、その所管に属する関係部分。

議案第31号「令和二年度川北町国民健康保険特別会計補正予算」、

議案第33号「川北町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について。

議案第34号「川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について。

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 苗代 実

これで、常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終わります。

《質疑・討論・採決》

◇議長 苗代 実

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、報告第1号から報告第5号及び議案第30号から議案第34号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

報告第1号から報告第5号及び議案第30号から議案第34号までは、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立9名)

はい、ご着席ください。起立全員です。

したがって、報告第1号から報告第5号及び議案第30号から議案第34号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 苗代 実

以上をもって、本定例会に付議されましたた案件の審議はすべて終了しましたので、令和2年第3回川北町議会定例会を閉会致します。

これにて散会します。

(午前11時29分)